

2020年5月11日

「新型コロナウイルス感染症」に関連した取扱いについて ～団体保険における「新型コロナウイルス感染症」を原因とする 災害保険金等のお支払いについて～

新型コロナウイルス感染症に罹患された皆さま、また関係者の皆さまに、心からお見舞い申し上げますとともに、罹患された皆さまの一日も早いご快復を心からお祈り申し上げます。

第一生命保険株式会社（社長：稲垣精二、以下「当社」）は、当社グループのミッションである「一生涯のパートナー By your side, for life」を追求し、お客さまのご期待にお応えできるよう、各種特別取扱等を実施してきました。

今回、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、以下の対応を実施いたします。当社は、このような対応を通じ、「安心の最高峰を、地域へ、世界へ」とお届けすることで、社会的使命をしっかりと果たし、皆さまと共に危機を克服していきたいと考えています。

【災害保険金等に規定する「特定感染症」の範囲拡大について】

災害保険金等の支払事由に規定する「特定感染症」の範囲を拡大し、新型コロナウイルス感染症^(※)を直接の原因として、死亡または所定の高度障害状態に該当した場合、災害保険金または災害高度障害保険金をお支払いします。

また、特定部位不担保法が適用されたご契約について、新型コロナウイルス感染症の治療を目的として入院した場合、特定部位不担保法を適用せず、入院給付金をお支払いします。

(※) 新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に定める新型コロナウイルス感染症をいいます。

1. 対象となる保険種類

(1) 支払事由の改定

| | |
|-------------------|--------------------|
| 団体定期保険災害保障特約（S51） | 団体定期保険傷害特約（S51） |
| 団体定期保険災害割増特約（S51） | 団体定期保険子ども災害保障特約 |
| 団体定期保険子ども傷害特約 | 団体定期保険子ども災害割増特約 |
| 団体定期保険災害特約 | 団体定期保険子ども災害特約 |
| 拠出型団体定期保険災害保障特約 | 拠出型団体定期保険傷害特約 |
| 拠出型団体定期保険災害割増特約 | 拠出型団体定期保険子ども災害保障特約 |
| 拠出型団体定期保険子ども傷害特約 | 拠出型団体定期保険子ども災害割増特約 |

(2) 特定部位不担保法を適用する場合の入院給付金の取扱

| | |
|-----------------|--------------------|
| 拠出型団体定期保険入院保障特約 | 拠出型団体定期保険子ども入院保障特約 |
|-----------------|--------------------|

2. 適用時期

2020年5月20日より適用します。なお、約款改定前に支払事由に該当された方におかれましても、遡及して対象とします。

3. その他

- ・本改定に伴う保険料の変更はありません。
- ・本改定に伴うお客さまによる対応事項、実務の変更はありません。
- ・詳細については、別途ご契約者（団体）さま宛にご案内します。

【お問い合わせ先】

団体保障事業部：受付専用フリーダイヤル 0120-005-328

受付時間：月曜～金曜 9:00～17:00（祝日・年末年始を除きます）

※新型コロナウイルス感染防止対応のため、電話が繋がりにくい場合があります。何卒ご了承ください。